

令和6年度 御浜町水道水質検査計画



下市木・志原浄水場

御浜町水道事業

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度
5. 水質検査体制及び検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 関係機関との連携
9. その他配慮すべき事項

水質検査計画について

水質検査計画とは水質検査の適正化や透明性を確保するために、採水の場所や検査回数などを明記した計画のことで、水道法により毎事業年度の開始前に策定し、公表することが義務づけられています。

御浜町でも毎年、水質検査計画を策定し、この計画に沿って水質検査を行い、その結果を公表しています。

1. 基本方針

御浜町水道事業は、お客様へ供給する水道水が水質基準に適合しているか確認するため、毎年度事業開始前に水質検査計画を作成し、計画的に水道水を検査します。

また、水質検査計画・水質検査の結果についてはお客様に対して公表し、水道水質検査の透明性を確保します。

2. 御浜町の水道事業の概要

(1) 御浜町上水道事業

給水区域	(阿田和、下市木、志原、上市木、神木、引作、柿原、中立、上野、栗須、阪本、西原、川瀬)
給水人口	7,752人
給水世帯数	3,954戸
1日最大給水量	5,111m ³
浄水施設	阿田和浄水場、下市木・志原浄水場、尾呂志浄水場

(2) 浄水施設概要

施設名	水源	給水区域	施設能力 浄水方法	備考
阿田和浄水場	尾呂志川 伏流水	阿田和・引作 柿原・中立	2,970m ³ /日 膜ろ過装置・塩素消毒	H17年1月より 膜ろ過設備稼働
下市木・志原浄水場	市木川 伏流水	下市木・志原 神木・上市木	2,830m ³ /日 膜ろ過装置・塩素消毒	H15年1月より 膜ろ過設備稼働
尾呂志浄水場	阪本川 地下水	上野・栗須 阪本・西原 川瀬	256m ³ /日 急速ろ過・塩素消毒	

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水道水(浄水)はすべての浄水場で水質基準に適合しています。(御浜町ホームページに水質検査結果を公表しています。)

また、以下に原水の汚染になり得る要因並びに水質管理上留意しなければならない事項を示します。

阿田和浄水場水源	・上流に畜産場がある。 ・上流で農作物などに農薬が使用されている。
下市木・志原浄水場水源	・上流に畜産場がある。 ・上流で農作物などに農薬が使用されている。
尾呂志浄水場水源	・上流で農作物などに農薬が使用されている。 ・大雨時に原水濁度が高くなる。

4. 採水地点、検査項目及び検査頻度

(1) 採水地点

・定期水質検査(給水栓)

各浄水場系統に1箇所設定して配水管末付近で採水する事とし、以下のように採水箇所を設定しました。

阿田和浄水場系 …………… 萩内地区給水栓

下市木・志原浄水場系 …… 樫山地区給水栓

尾呂志浄水場系 …………… 上野地区給水栓

・定期水質検査(原水)

阿田和浄水場系 …………… 阿田和取水井

下市木・志原浄水場系 …… 下市木・志原取水井

尾呂志浄水場系 …………… 尾呂志取水井

・毎日水質検査

毎日、水道水の残留塩素・におい・濁りについて以下の箇所にて検査しています。

阿田和浄水場系 …………… 萩内地区給水栓、山地地区給水栓、阿田和保育園

下市木・志原浄水場系 …… 志原地区給水栓、上市木地区給水栓、
志原保育所

尾呂志浄水場系 …………… 西原地区給水栓、阪本地区給水栓
尾呂志支所給水栓

(2) 検査項目及び検査頻度

◎定期水質検査(給水栓)の検査項目・検査頻度

	検査項目名	阿田和 浄水場系	下市木・志原 浄水場系	尾呂志 浄水場系
1	一般細菌	12回/年	12回/年	12回/年
2	大腸菌	12回/年	12回/年	12回/年
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
8	六価クロム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
9	亜硝酸態窒素	4回/年	4回/年	4回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	4回/年	4回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	1回/年
12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	1回/年
15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	1回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	1回/年
17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	1回/年
18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	1回/年
19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	1回/年
20	ベンゼン	1回/年	1回/年	1回/年
21	塩素酸	4回/年	4回/年	4回/年
22	クロロ酢酸	4回/年	4回/年	4回/年
23	クロロホルム	4回/年	4回/年	4回/年
24	ジクロロ酢酸	4回/年	4回/年	4回/年
25	ジブロモクロロメタン	4回/年	4回/年	4回/年
26	臭素酸	4回/年	4回/年	4回/年
27	総トリハロメタン	4回/年	4回/年	4回/年
28	トリクロロ酢酸	4回/年	4回/年	4回/年
29	ブロモジクロロメタン	4回/年	4回/年	4回/年
30	ブロモホルム	4回/年	4回/年	4回/年
31	ホルムアルデヒド	4回/年	4回/年	4回/年
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
34	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
35	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
37	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
38	塩化物イオン	12回/年	12回/年	12回/年
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1回/年	1回/年
40	蒸発残留物	1回/年	1回/年	1回/年
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	1回/年
42	ジェオスミン	4回/年	4回/年	4回/年
43	2-メチルイソボルネオール	4回/年	4回/年	4回/年
44	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	1回/年
45	フェノール類	1回/年	1回/年	1回/年
46	有機物(TOC)	12回/年	12回/年	12回/年
47	pH	12回/年	12回/年	12回/年
48	味	12回/年	12回/年	12回/年
49	臭気	12回/年	12回/年	12回/年
50	色度	12回/年	12回/年	12回/年
51	濁度	12回/年	12回/年	12回/年

◎定期水質検査（原水）の検査項目・検査頻度

	検査項目名	阿田和 浄水場系	下市木・志原 浄水場系	尾呂志 浄水場系
1	一般細菌	1回/年	1回/年	1回/年
2	大腸菌	1回/年	1回/年	1回/年
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
4	水銀及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
5	セレン及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
6	鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
8	六価クロム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	1回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1回/年	1回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/年	1回/年
12	フッ素及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
14	四塩化炭素	1回/年	1回/年	1回/年
15	1,4-ジオキサン	1回/年	1回/年	1回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	1回/年
17	ジクロロメタン	1回/年	1回/年	1回/年
18	テトラクロロエチレン	1回/年	1回/年	1回/年
19	トリクロロエチレン	1回/年	1回/年	1回/年
20	ベンゼン	1回/年	1回/年	1回/年
21	亜鉛及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
22	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
23	鉄及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
24	銅及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
25	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
26	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
27	塩化物イオン	1回/年	1回/年	1回/年
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1回/年	1回/年
29	蒸発残留物	1回/年	1回/年	1回/年
30	陰イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	1回/年
31	ジェオスミン	1回/年	1回/年	1回/年
32	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1回/年	1回/年
33	非イオン界面活性剤	1回/年	1回/年	1回/年
34	フェノール類	1回/年	1回/年	1回/年
35	有機物(TOC)	1回/年	1回/年	1回/年
36	pH	1回/年	1回/年	1回/年
37	味	1回/年	1回/年	1回/年
38	臭気	1回/年	1回/年	1回/年
39	色度	1回/年	1回/年	1回/年
40	濁度	1回/年	1回/年	1回/年

◎クリプトスポリジウム指標菌検査（原水）・クリプトスポリジウム検査(原水)の検査項目、検査頻度

	検査項目名	阿田和 浄水場系	下市木・志原 浄水場系	尾呂志 浄水場系
1	嫌気性芽胞菌	12回/年	12回/年	12回/年
2	大腸菌	12回/年	12回/年	12回/年
3	クリプトスポリジウム、ジアルジア検査	1回/年	1回/年	1回/年

◎水質管理目標設定項目中の農薬検査についても水源上流域で使用されている農薬を考慮し、農薬検査を定期的に行います。

◎水質管理目標設定項目（26項目）

	検査項目名	阿田和 浄水場系	下市木・志原 浄水場系	尾呂志 浄水場系
1	アンチモン及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
2	ウラン及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
3	ニッケル及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
4	1,2-ジクロロエタン	1回/年	1回/年	1回/年
5	トルエン	1回/年	1回/年	1回/年
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1回/年	1回/年	1回/年
7	亜塩素酸	1回/年	1回/年	1回/年
8	二酸化塩素	1回/年	1回/年	1回/年
9	ジクロロアセトニトリル	1回/年	1回/年	1回/年
10	抱水クロラール	1回/年	1回/年	1回/年
11	残留塩素	1回/年	1回/年	1回/年
12	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1回/年	1回/年
13	マンガン及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
14	遊離炭酸	1回/年	1回/年	1回/年
15	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	1回/年	1回/年
16	メチル-tert-ブチルエーテル	1回/年	1回/年	1回/年
17	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1回/年	1回/年	1回/年
18	臭気強度(TON)	1回/年	1回/年	1回/年
19	蒸発残留物	1回/年	1回/年	1回/年
20	濁度	1回/年	1回/年	1回/年
21	pH値	1回/年	1回/年	1回/年
22	腐食性(ランゲリア指数)	1回/年	1回/年	1回/年
23	従属栄養細菌	1回/年	1回/年	1回/年
24	1,1-ジクロロエチレン	1回/年	1回/年	1回/年
25	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1回/年	1回/年
26	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	1回/年	1回/年	1回/年

◎水質管理目標設定項目（農薬類検査）

	検査項目名	阿田和 浄水場系	下市木・志原 浄水場系	尾呂志 浄水場系
1	ベンタゾン	1回/年	1回/年	1回/年
2	2,4-D(2,4-PA)	1回/年	1回/年	1回/年
3	ペンシクロン	3回/年	3回/年	3回/年
4	メタラキシル	1回/年	1回/年	1回/年
5	メプロニル	3回/年	3回/年	3回/年
6	ピロキロン	2回/年	2回/年	2回/年
7	フサライド	2回/年	2回/年	2回/年
8	メチダチオン(DMTP)	1回/年	1回/年	1回/年
9	プロモブチド	1回/年	1回/年	1回/年
10	ジクワット	6回/年	6回/年	6回/年
11	エトフェンブロックス	3回/年	3回/年	3回/年
12	グリホサート	9回/年	9回/年	9回/年
13	ベノミル	7回/年	7回/年	7回/年
14	シメリン	1回/年	1回/年	1回/年
15	プロフェジン	1回/年	1回/年	1回/年
16	プロベナゾール	1回/年	1回/年	1回/年
17	トリシクラゾール	3回/年	3回/年	3回/年
18	イミノクタジン	7回/年	7回/年	7回/年

5. 水質検査体制および検査方法

水質検査については、厚生労働大臣の登録検査機関（水道法第 20 条第 3 項の規定に基づく）へ委託します。

また、検査方法に関して、委託先検査機関は国が定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、「水質管理目標設定項目の検査方法」及び「上水試験方法」（日本水道協会）等によって行います。

（1）委託の範囲

- ・ 4.（2）の検査項目すべてについて委託します。
- ・ 試料の採取・運搬については、水質に変化が生じないよう必要な容器に採取し、クーラーBOX 等の中に入れ保冷を行い速やかに運搬します。
- ・ 臨時の水質検査については、当該年度に定期水質検査を委託した検査機関で実施します。

（2）委託した検査の実施状況の確認方法

- ・ 委託先検査機関へ検査結果に伴う精度管理・品質管理の資料を求めています。また、必要に応じて検査施設への立ち入り等を行い検査の実施状況を確認します。

6. 臨時の水質検査

水源などで、次のような水質の変化があり、水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに水源等からの取水を停止し臨時の水質検査を行います。

- （1）魚が死んで多数浮上している等、水源域に異常があったとき
- （2）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- （3）その他特に必要があると認められるとき

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度毎に見直し作業を行い作成し、作成された計画書は生活環境課で閲覧できるほか、御浜町役場のホームページに掲載します。

また、この水質検査計画に基づき行われた水質検査結果も、町ホームページに掲載します。

8. 関係機関との連携

原水及び水道水の水道事故が発生した場合には、検査委託先の分析機関と連携して迅速に検査を行い、国・県と情報交換を行いながら適切な対応に努めます。

9. その他配慮すべき事項

(1) 検査結果の評価

検査の結果を評価し、水質基準を超える恐れがある場合には、直ちに原因究明を行って対処します。

(2) 検査計画の見直し

水質検査の結果を評価して、次年度の水質検査計画を策定・公表し、お客様からの意見も取り入れ毎年度見直していきます。

【水質検査計画に関するお問い合わせ先】

〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

御浜町役場 生活環境課 上下水道係

TEL 05979-3-0513

FAX 05979-2-3502

御浜町ホームページアドレス <http://www.town.mihama.mie.jp>